

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	打保線 神岡線 停車場	飛騨市神岡町和佐保字水上洞 一四一四番二八地先から 同市同町同字同 一四一四番三二地先まで		九六〇	平成二六・二・一六	平成二六・二・一六

岐阜県告示第六百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横町1	恵那市大井町横町	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
鏡山	恵那市大井町鏡山	次の図のとおり	急傾斜の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横町1	恵那市大井町横町	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
鏡山	恵那市大井町鏡山	次の図のとおり	急傾斜の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県ニューダンス振興会 D. D. プロモーション

三代 表 者 の 氏 名 田中博

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田町三五二〇番地一〇

五 定款に記載された目的 この法人は、住民に対し地域のダンス指導者の育成と質の向上を軸に、指導者派遣やクラブ運営、イベント事業を通してダンスの普及と振興を促進させ、その発展に寄与することを目的とする。

平成二十七年歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定により、平成二十七年歯科技工士国家試験を次のとおり実施するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の日時

1 学説試験 平成二十七年二月二十三日（月） 午前九時から

2 実地試験 平成二十七年二月二十四日（火） 午前九時から

二 試験の場所

岐阜市野一色四丁目一一番二号

岐阜県立衛生専門学校

三 受験資格

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十七年一月五日（月）から同月十四日（水）まで（郵送の場合は、同年一月十四日（水）までの消印のあるもの限り、有効とする。）

五 受験願書の提出先

〒五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号

六 岐阜県健康福祉部医療整備課 提出書類

1 受験願書

2 卒業証明書、卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者は、平成二十七年三月九日（月）までに卒業証明書を提出すること。）又は修了証明書等受験資格を証する書類

3 写真（出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）

七 受験手数料

1 三万六千円に相当する岐阜県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には消印をしないこと。

2 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

八 合格者の発表

合格者の発表は、平成二十七年三月二十五日（水）午前十時に、合格者の受験番号を岐阜県庁前の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

九 試験結果の提供

平成二十七年歯科技工士国家試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十七年歯科技工士国家試験の学説試験科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合案内窓口（県庁二階）

4 提供を受けるために必要な書類

(1) 受験票

(2) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円分の返信用切手を貼った角
 二号の返信用封筒を同封して請求すること。
 2 この試験についての問合せは、岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 五八 二七
 二一一一一 内線二五二七）にすること。

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
 法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第
 四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
高須輪中土地改良区	羽津島内市町	平成二六・一二・九

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
 法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第
 四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
養老町河北土地改良区	養老町	平成二六・一二・九

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基
 づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定
 により公告する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十六年十月二十日	川村電工舎	川村秀行	岐阜市西荘二丁目二番一号	般二十一 一〇二二五	電気工業業
平成二十六年十月二十日	河口建築	河口紀二	山県市東深瀬二〇一	般二十二 一〇二四八	建築工業業
平成二十六年十月二十日	株式会社イワタ	代表取締役 林本 義夫	各務原市蘇原新生町一丁目九番地の二	般二十一 一〇〇七〇	とび・土工、鋼構造物及び塗装工業業
平成二十六年十月二十日	吹原鉄工所	吹原政昭	大垣市静里町一四二九番地二	般二十五 二〇〇七三	鋼構造物工業業
平成二十六年十月二十七日	三和工作所	小島三和	各務原市小佐野町四丁目一八〇番地	般二十四 一〇〇三一	管工業業
平成二十六年十月二十八日	修藤電気工事	伊藤成彦	海津市海津町平原一五五五	般二十三 二〇〇三二	電気工業業
平成二十六年十月三十日	玉井造園	玉井幹大	岐阜市安食九五〇番地一	般二十四 一〇二五三	造園工業業
平成二十六年十月三十一日	クマヒロ建設	熊崎博文	加茂郡白川町下佐見三七五	般二十五 五〇〇五五	土木及びとび・土工工業業

平成二十六年十一月十四日	田口土木株式会社	代表取締役 田口宗南	中津川市加子母四六三九番地の二	般二十四 一七五一	大工、屋根及び内装仕上工事業
平成二十六年十一月十三日	満寿屋建設株式会社	代表取締役 今井直寛	加茂郡白川町三川二八二三	般二十二 一五四七二	建築及び大工工事業
平成二十六年十一月十二日	有限会社 マルト産業	代表取締役 池戸豊次	郡上市和良町下洞七六五	般二十二 一五一一一	土木、建築及び水道施設工事業
平成二十六年十一月十日	有限会社 協永電工	代表取締役 和田義光	瑞穂市七崎四九九番地八	般二十三 一五八七五	電気工事業
平成二十六年十一月十日	長屋電気設備	長屋伸明	各務原市三井北町一丁目二一九番地	般二十二 一五一九二	電気工事業
平成二十六年十一月七日	松永建設株式会社	代表取締役 林秀明	岐阜市茜部中島二丁目七四番地の二	特二十三 二二五	土木工事業
平成二十六年十一月六日	中島電気	中島一起	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積九六二	般二十五 三〇〇二六	電気工事業
平成二十六年十一月六日	小林電設	小林諒路	各務原市鷺沼羽場町六一二四	般二十四 六二八七	電気工事業
平成二十六年十一月五日	株式会社 地建防災	代表取締役 大友喜八郎	各務原市鷺沼宝積寺町四丁目七番地	特二十五 一一四一六	造園工事業
平成二十六年十一月五日	松久建築	松久正治	瑞穂市美江寺五八〇八	般二十四 一〇二三六	建築及び大工工事業
平成二十六年十一月五日	伴野建築	伴野富男	各務原市下中屋町一丁目一五番地	般二十二 四七三六	大工工事業

平成二十六年十一月十七日	株式会社 綾村工務店	代表取締役 綾村英樹	山県市柿野五六四番地の二	般・特二十 二二二八	土木、建築及び土工、管、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十六年十一月十七日	有限会社 松田組	代表取締役 佐藤定美	本巣市根尾水鳥六七二番地五	般二十一 七二九一	塗装工事業
平成二十六年十一月十七日	有限会社 広見建設	代表取締役 酒向芳康	関市広見北町六番九号	般二十三 二二五九二	造園及び水道施設工事業

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
栗原土地改良区	平成二六・二・二七	理事	水野 専次	不破郡垂井町栗原一四六二番地の二
			多賀 秀明	一九〇八番地の二
			古川 英治	一五二二番地の二
			多賀 力夫	一八〇番地の二
			栗田 勇吾	一六〇四番地
			久保田 幸博	五番地
			富田 好美	六一番地の二

